

別表第一（第四条関係） 重要有形民俗文化財の指定書の形式

（表）

番号

重要有形民俗文化財指定書

割印

名称

員数

形状、寸法、重要又は品質

その他内容を示す事項

右を重要有形民俗文化財に指定する

年月日

文部科学大臣

印

（裏）

所有者	の所有	所有者	所在の場所	の交付年又は再交付日

備考

次の場合には、文化財保護法の規定により、指定書を添えて届け出なければならないことになっています。

一 重要有形民俗文化財の所有者が変更したとき。

二 重要有形民俗文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

三 重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。